

# 東アジアにおける仏教論理学の展開<sup>1</sup>

後藤康夫

## 一 はじめに

仏教論理学（因明）はインドより中央アジア等を経て東アジアへ伝播して以来、中国で漢訳された仏典—この意味では中国は“漢訳センター”と言える—が中国はもとより伝播した隣接地域を含めた漢字・漢訳文化圏<sup>2</sup>において発展している。「汉传因明」〔Chinese Hetuvidyā (Chinese Buddhistlogic)〕の語で示される中国へ伝来し発展した漢字文献の因明、換言すれば漢訳文化圏の因明〔陳那（480～540）の因明及び『瑜伽師地論』（以下『瑜伽論』）等々所載の陳那以前の因明〕の日本への伝来は、玄奘（600（602）～664）の漢訳に端を発して唯識と共に伝えられていて、7世紀～8世紀複数の伝来以来、千数百年の歴史を有しており、中国と異なる因明の展開がされている。本稿では日本因明の展開に焦点を当てて、その特色を示すものである。既に因明の歴史的経緯は武邑尚邦氏や佐伯良謙氏によっておおよそ明らかにされている<sup>3</sup>が精査という点ではまだ解明されるべき点がある。一方、唯識の歴史的経緯は富貴原章信氏等<sup>4</sup>により示されたが近年修正を受けている<sup>5</sup>。従来はこの二つの関係性を顧慮せず別々に研究されてきたが、研究状況的には理解できる点はある<sup>6</sup>。しかし日本へは中国の唯識学派から因明・唯識共に伝来していることもあって、二者は密接な関係を有している。中国南北朝時代に古因明関連仏典が相次いで漢訳されるものの本格的には玄奘の漢訳によって中国仏教界に登場することとなる。その際、大きく分けてアビダルマと唯識と般若という三大分野の漢訳を中心<sup>7</sup>とした中で、『開元釈教録』によれば因明は『顕揚聖教論』（646訳）『大乘阿毘達磨雜集論』（646訳）『瑜伽論』（648訳）等而言及

されることもあって唯識思想の分野で述べられることが多い。『瑜伽論』漢訳の途中での商羯羅主の『因明入正理論』翻訳（647訳）（以下『入論』）、『瑜伽論』訳了後の陳那の『因明正理門論』翻訳（650訳：貞観23年12月25日=650年2月1日）（以下『理門論』）と続いて因明が中国仏教界へ紹介され、日本では玄奘を起点として展開している。以下少々考察を進めていくことにしよう。

## 二 因内二明－私記

基本的に日本法相宗における因明学の展開の様相は唯識学との共通性が見出されることである。玄奘は法相宗所依経論とされている六經十一論の中で『解深密経』や『瑜伽論』『撰大乘論』『顕揚聖教論』『弁中辺論』『唯識二十論』等及び基本的唯識典籍の『成唯識論』（合糝訳）や因明典籍の『入論』『理門論』を翻訳している。唯識典籍・因明典籍は共に玄奘により訳されたことによって中国唯識学派では唯識・因明の註釈書が数多く作成され、玄奘訳書及び註釈書等が日本へ伝来することで、日本法相宗ではそれを解釈することからスタートしている。即ち初期の法相宗は、「鼻祖」と称される玄奘の翻訳、初祖とされる（窺）基（632～682）、二祖とされる慧沼（648～712）<sup>8</sup>、三祖とされる智周（668～723）の各註釈書・複註書を始めとして基系統以外の僧侶たちの註釈書を受容し、それ対して註釈していくことであった。奈良時代（710～794）、興福寺伝系の善珠（723～797）は、基の『成唯識論述記』「序」に対し『成唯識論述記序釈』、『大乘法苑義林章』に対し『大乘法苑義鏡』、四分義と比量に対して『唯識分量決』、慧沼の『成唯識論了義灯』に対し『成唯識論了義灯増明記』、基の『因明入正理論疏』（以下『因明大疏』）に対して『因明論疏明灯鈔』を著し、元興寺伝系の護命（750～834）は唯識・因明等に関する『大乘法相研神章』、『理門論』に対して『因明正理門論解節記』『因明正理門論十四過類記』を著していて、この時代より法相宗の主要教学として唯識（内明）と因明とを研究している。密接な結びつきの強さから「因内二明」と称する二明は、本来声明・因明・内明・医方明・工巧明の五明の内の二つ

であるが、内明を自己の所属する宗派の教学（唯識）、因明を討論方法等々と理解することで、唯識と因明とが学ぶべき法相宗の主要な「教学」となっている。現存する書では、弘仁六年（815）十月維摩會<sup>9</sup>時に記すという識語を持つ漸安の『法相灯明記』<sup>10</sup>には、興福寺伝とそれ以外とでは内明十義・因明六義の十六項目について解釈の相違が示されている<sup>11</sup>。既に9世紀初頭には「因内二明」への論議が行われていて、興福寺・元興寺等々に所属する僧侶の間で解釈に相違が見られたことを意味している。このように初期法相宗から「因内二明」を一組としているが、平安時代（794～1185）にもこの傾向があるため、嘗て平安時代の唯識の著述特徴から「私記時代」と提唱した説<sup>12</sup>があるものの、唯識だけではなく因明も当て嵌まることが指摘できる。即ち「私記」とは、基等の論疏に対して問答形式によって教理を理解するもので先徳・古徳の解釈を私に集めつつ少々自義を述べる形式の書である。後述する平安末期の『因明大疏抄』や鎌倉時代（1185～1333）の『成唯識論同学鈔』『成唯識論本文抄』の中では数多くの「私記」が引用されており、教学上の諸論点に関して多くの「私記」が著されてきたことが分かる。名称として必ずしも「私記」と名づけられていない書もあるが、形式的に大きく異なっているものはなく、この期の教学解釈の基本的著述形式であったと言える。

唯識学では、現存する中で一番多いのが、基『大乘法苑義林章』から単独の章を取り上げて解釈している書と基『因明大疏』に関する書である。前者では、殊に『義林章』卷一「唯識義林」に対して多くの『唯識義私記』が著されている。現存書は観理（895～974）『唯識義私記』〔『十五卷私記』〕や真興（934～1004）『唯識義私記』〔『六卷私記』〕であり、断簡には恩訓『唯識義私記』や千到『唯識義三卷私記』〔『三卷私記』〕及び姓名不詳『唯識義十卷私記』〔『十卷私記』、明詮か〕『唯識義十二卷私記』〔『十二卷私記』〕等が存している。これ以外に『義林章』の「総料簡章」「賢聖章」「五心章」に対して明憲『総料簡章私記』〔『総聊簡八卷私記』〕や安泰『総料簡章私記』、仲算（935～976）『賢聖義略問答』〔『賢聖義私記』〕、清範（962～999）『五心義略記』、及び基『法華玄賛』卷七「一乘義」に対して真興『一乘義私記』、『成唯識論』

等で説く四分義を纏めた善珠『唯識分量決』〔前半部分〕を註釈する仲算『四分義極略私記』がそれぞれ存在している<sup>13</sup>。また断簡等としては真興『二乗之果比量私記』、明憲『三類境私記』、清範『諸乗章私記』、浄達『顕揚私記』、秋篠『三類境義私記』〔善珠か〕、僧名を附した『平備私記』『道詮私記』や姓名不詳『賢聖義六卷私記』・『三類境三卷私記』・『八正道支義私記』・『九難義私記』・『十重障私記』・『三無性私記』・『[法華]玄賛私記』・『法華私記』〔別の『法華玄賛私記』か〕・『賢聖義有私記』〔「有」の語より別の『賢聖義私記』〕・『一卷私記』・『有一卷私記』・『四卷私記』・『三卷私記』・『十卷私記裏書』〔明詮か〕等各私記が残されている。これ以外にも嘗ては空晴（878～957）『唯識義私記』〔『十卷私記』、上記『唯識義十卷私記』と同じ可能性あり〕・仲算『三類境私記』・興賀『三無性義私記』・寿慶『十二有支私記』・増実『八解脱章私記』や姓名不詳『境唯識私記』・『二種生死私記』・『三熏習私記』・『八解脱章私記』・『表無表章私記』・『三性義私記』・『三業私記』等があった。何れも平安時代を中心とした一時期に登場している書で、この時期の唯識教学の研究状況の傾向が理解できる。

このような「私記」は因明にも同様に存し、現存書では観理『因明四種相違私記』、仲算『四種相違私記』、真興『因明四種相違略私記』『四種相違断略記』『因明纂要略記』『因明義断導裏書』『因明纂要導裏書』、源信（942～1017）『因明論疏四種相違略註釈』<sup>14</sup> 及び珍海（12世紀）『因明大疏四種相違抄』（卷上）<sup>15</sup> 等がある。「私記」という名称の有無はあるものの三論宗の観理・珍海、法相宗の仲算・真興、天台宗の源信と言うように宗派を越えて四種相違因に対して各々先徳等の解釈を集めつつ自己の見解を示している。断簡では以下の通りである。『因明大疏抄』等所載に泉球『九句義私記』・仲算『九句義私記』・『小塔院唯識比量私記』〔護命『唯識比量私記』〕<sup>16</sup>・『有三卷私記』〔空晴『因明相違私記』〕及び四種相違因関係では僧名等を付した『隆光私記』・『守朝私記』・『仁覚僧都私記』・『明詮私記』・『延義大徳私記』〔『延義私記』〕・『智証私記』・『専春春穩私記』・『平備元興私記』〔上記唯識学における平備私記とは異なる〕・『元興私記』〔元

興寺の平備)・『山階私記』〔興福寺の禪賀か)や『孝仁記』『喜多院私記』〔空晴、有三卷私記と同書か)・『本院私記』〔観理『因明四種相違私記』)・『子嶋私記』〔真興『因明四種相違略私記』)、姓名不詳では『有九句義私記』・『九句義私記』・『八能立私記』・『四相違私記』・『四相違記』・『四相違肝心』・『五卷私記』〔先徳之私記』)・『義断私記』『断私記』・『黄私記』〔『因明三卷私記』)・『八能立私記』・『二卷私記』・『三卷私記』『有三卷私記』・『古徳私記』・『勝軍比量私記』・『唯識比量私記』<sup>17</sup> 等多数あり、また上記のように『本院私記』『子嶋私記』『三卷私記』〔真興の四種相違因私記)の名称で上述観理と真興の四種相違の私記を引用している。また散逸書では明詮(789~868)『因明四種相違私記』〔『四種相違義』『四種相違記』)・清範『因明四種相違義記』〔『因明四種相違私記裏書』か)等もあり、「私記」名ではないものの因明について記す『因明要義抄』・『三宗相對抄』が存した。このように一定の論題に対して問答形式で経論を引用しながら理解を進める書が平安時代頃から現れており、九句因・四種相違因・唯識比量等が多く、因明論題の傾向を見ることができる。なお当然ながら「私記」形式ではない因明書も存在しているが数の上では多くない。その中では平安前期の明詮『因明大疏導』『因明大疏裏書』については、「私記」作成の先徳の一書として活用されている。

上述の通り内明の「私記」と因明の「私記」は著者が共通する場合があります、判明するものでも明詮・空晴・清範・仲算・真興及び観理等々平安時代に活躍した僧侶たちが著している。但、著者不詳の「私記」が多いため実際は数多くの僧侶が因内二明を著していたと考えられる。換言すれば、因内二明を共に学ぶための「私記」が現れ、法相宗の教学の支柱と言ってよい唯識学・因明学の理解のために先徳等の書を集め、自義を加えて作成されている。この時期の書は、特定の論書に対する解釈であって、まだ一論題〔例えば因明で言えば九句因の一因や四種相違因の一相違因)だけに特化したものではなかった。

### 三 因内二明—論義

次に共通の展開の特徴には「論義」がある。もともと日本では「論義」に注目して研究が進む中で、法相宗以外でも「論義」が研鑽されている<sup>18</sup>、また唯識教学を「論義」による展開という観点から三期に区分する説<sup>19</sup>が提示されている。三期とは論義形成期・論義大成期・論義展開期で、玄奘訳『成唯識論』の構成順を基本としながら基『成唯識論述記』及び三箇疏〔基『成唯識論掌中樞要』・慧沼『成唯識論了義灯』・智周『成唯識論演秘』〕等の関連論疏を含めて論題として論点を取り出し問答形式で解釈していくもので、「論義」を集成している「論義の書」と一論題一書の「短釈」とがある。これらは南京三会〔興福寺維摩会・薬師寺最勝会・宮中御齋会〕から一寺院による公私に亘る各種法会等に際して、自己や他者の法会準備用や私的な学習用等のものであったり、また議論を経る中での作成や備忘用であったりと、教学研鑽のために作成されてきたため個々の書物によって成立事由は異なる。これらが往々にして興福寺・元興寺の南北両寺伝の教学を超えて個々の学僧による種々の解釈の相違をもたらし、一定の見解を認めるものの必ずしも正当説の決定を意味していない場合があり、以後の教学展開を益々複雑にしている。今三期説に基づけば、論義形成期は奈良時代・平安時代において教学研究により註釈書・論義を作成していく時期で、前述の「私記」（唯識・因明）もこの期に含まれる。論義大成期は、前代諸論義を纏めて更に独自の見解を加えた「論義の書」が成立した平安末期から鎌倉前期にかけての12世紀後期～13世紀中葉辺りの時期を指す。「論義の書」としては蔵俊（1104～1180）『菩提院抄』<sup>20</sup>、貞慶（1155～1213）『唯識論尋思鈔』『唯識論尋思鈔別要』<sup>21</sup>、良算（～1171～1217～）編『成唯識論同学鈔』<sup>22</sup>、『尋思鈔』作成以前に貞慶が良算に作成させた『摩尼抄』〔散逸〕、知足院英弘『知足抄』<sup>23</sup>、論義作成の資料集的役割を果たしている『成唯識論本文抄』等で何れも浩瀚な書が多い。論義展開期には、大成期以降の顕範（1245～）『東覚抄』、光胤（1396～1468）『成唯識論聞書』、善念（～1586）『成唯識論泉鈔』、高範（1655～1723）『成唯識論訓読記』『成唯識論口伝鈔』があ

り、僧名や時期不詳の『無名抄』等々も作成されている。他方、「論義の書」以外に一論義一書の「短釈」が多く作成された時期も含め、論義数は大成期・展開期を通じて大凡三千五百余り確認<sup>24</sup>されている。ここには「論義の書」に見られるような具体的論義の場でなされた論義、訓論という一種の輪読会・研修会での検討を経たものやそれを下敷きにして新知見を附加したもの、法会の儀式次第に用意されたもの、自己の勉学用のもの等というように多くの種類がある。

この唯識論義と同様に因明論義も三期におさめることが新たに指摘できる。玄奘訳『入論』を中心として基『因明大疏』に重点を置きながらも慧沼『因明入正理論疏義断』『因明入正理論疏纂要』、智周『因明入正理論疏前記』『因明入正理論疏後記』等々を参考とし、併せて基法系以外の論疏も参照している。また散逸している書の中では文軌『因明入正理論疏』の註釈書も存在していた。唯識の場合と同様に外的要因として法会における因明論義が因明への講習の進展に繋がっている。但、共に論題別論義研究を行っているものの唯識が「阿頼耶識」等八識と「種子」の識論、「三性三無性」の存在の有様、更に菩薩の修行階位を説く修道論・仏身観等を説く仏身仏土論等教学全般の論題を扱っていく中で、特定の論義として「転換本質」「証果廻心」「未決定信」「仏果障」「若論顕理」等<sup>25</sup>に比較的集中していくのに対し、因明では『入論』の中の特定論義へ集中している。

まず論義形成期に含まれる因明伝来期の奈良時代には、興福寺伝系の善珠が『因明入正理論疏明灯鈔』において『因明大疏』全体への註釈を行い、大凡基の見解に添った註釈をしている。『唯識分量決』〔後半部分〕では「掌珍論為量顕過破決」と「玄奘三蔵唯識比量諍過決」について扱い、前者は為顕二量頌、後者は唯識比量論証式について解釈を行っている<sup>26</sup>。一方元興寺伝系の護命は『大乘法相研神章』「略顕因明入正理門」において主に『因明大疏』に基づきながら顕示釈名門・顕示六因門・顕示九句門で因明の意味・生因了因等の六因・因の正誤を説く九句因を説明し、顕示立破門で唯識比量について解釈している<sup>27</sup>。更に彼には『唯識比量私記』<sup>28</sup>が存在していたとされており唯識比量への関心の高さが窺われる。両者共後世の蔵俊等の諸学僧へ影響を与え

ている最初期の僧侶である。このように現存書だけでも『因明大疏』と掌珍比量・唯識比量及び因関係の項目を扱っている。なお『明灯鈔』は現存する日本最古の『因明大疏』註釈書で、以後の註釈の規範の一書となっていて、論義作成に重要な役割を果たしている。更に先述した興福寺等の見解の相違を記す漸安の『法相灯明記』には、因明について六義の相違点を挙げる中、唯識比量が四つ・掌珍論比量が一つ<sup>29</sup>と言うように、奈良時代から平安時代初期の時期は、比量について活発に議論していることが分かる。しかも平安時代には因明を扱う「私記」の出現が顕著になっており、先述の通り九句因と四種相違因等の「私記」が論義形成の書となっている。次の論義大成期には、唯識論義では蔵俊・貞慶・良算等の「論義の書」が作成されていたが、因明論義では蔵俊には『因明大疏抄』・『唯識比量鈔』<sup>30</sup>・『唯量抄』<sup>31</sup>・『因明広文集』等、貞慶には『四種相違短冊』（『因明四種相違義』）<sup>32</sup>・『二卷私記指事』（真興『因明四種相違略私記』の指事）・『明本鈔』・『明要鈔』・『因明因誠』・『因明要義鈔』<sup>33</sup>等、英弘『因明鈔』等、良算には『因明勸学抄』・『八門秘要鈔』・『因明四種相違略文集』・『因明抄』等があり、これ以外にも覚憲（1131～1212）<sup>34</sup>には『因明抄』・『因明教授鈔』（蔵俊講義・覚憲記）等、良遍（1194～1252）<sup>35</sup>には『因明大疏私抄』・『因明相承秘要抄』等々があり、蔵俊から良遍に至る11世紀から13世紀中葉の時期は唯識論義と同様に重要な因明論義関係の書が記され、多くが「四種相違因」等を扱っている。即ち蔵俊は「因明関係資料を含む論義の書」の『因明大疏抄』・資料的書籍と思われる『因明広文集』・比量関係の『唯識比量鈔』『唯量抄』を著し、覚憲・貞慶・良算の主要著作は何れも「四種相違因」の書であり、良遍は『因明大疏』等の解釈を著して、蔵俊・良遍の『入論』全体の解釈書『因明大疏抄』『因明大疏私抄』でも「四種相違因」に一番多く分量を当てている。この期は更に四種相違因の「短釈」も多く作成されているが、続く論義展開期でも顕範『因明十題』<sup>36</sup>を始めとして四種相違因に関わる「短釈」が数多く作成されている。この傾向に加えて、近世に到ると三十三過<sup>37</sup>に対する註釈書が増えており、また南都の因明学に批判的な『大疏』註釈書も記されている<sup>38</sup>。



#### 四 四種相違因

『入論』・『理門論』・『因明大疏』及び他の因明註釈書・複註書を研究する中で因明論義は作成されていくが、次第に特定論義へ集中していく傾向を持っていた。論義形成期には既に四種相違因を「私記」で扱い始めていて、法相宗の真興の『因明四種相違略私記』では温覺の法華会豎義に充てるために記されており、天台宗の源信の『因明論疏四相違略註釋』では法華会広学豎義に因明を扱うのに際し範公のために四種相違の概要を記す理由で著している<sup>39</sup>。これは外因としての法会で論義として取り上げられるために、その準備として用意しなければならないためであるが、種々の論義の中で「四種相違因」に特定化される理由はどこに存在していたのであろうか。

ここでまず、平安後期因明論義を纏めている蔵俊の『因明大疏抄』を見ると、全41巻中23巻から35巻までの約4分の1以上を「四種相違因」に費やしている<sup>40</sup>。29巻までは四種相違因作法と俱に論義主題を明示し、それ以降は主に問答形式による先徳の文章を提示していて、『因明大疏』本文の順序通りではないものの概ね「相違因」から「三対」・「四種相違因」本文に沿って細かく設定しており当時の論点を窺うことができ、中には「今案」と記して自己の見解を表明することもある。しかし「四種相違因」へ特定化する理由付けは明確ではなく、何故〈似因〉なのか、〈似因〉の中でも何故「不成」や「不定」でなくて「相違」なのかには明言していない。

そこで、理由を考察する上で今一度過失因を繙いてみることにする。抑も〈似因〉の過失因は、〈遍是宗法性〉等の「因の三相」の何れかを満たさないために起こる「不成因」・「不定因」・「相違因」の三種類である。論理学と共通する、広く使用されている記号を使用する<sup>41</sup>と次のようになる。論証式の主張即ち論証主題〈宗〉「凡S是P」を提示して、理由〈因〉「(凡S是) M故」、実例〈喩〉「凡M有P如P n」「凡 $\sim$ P有 $\sim$ M如 $\sim$ P n」を立てる場合、〈因〉には正しい理由として三相が考究されている。第一相の〈遍是宗法性〉は論証主題に属すことであるから〈宗有法〉に〈因〉が存在するために「凡S是M」

となることであるが、主張不成立の因〈不成因〉では「凡S不是M」を含み第一相を闕くこととなるSとM関係の不成立を意味している。第二相の〈同品定有性〉は論証される主題賓辞Pと類似の性質P<sub>n</sub>を持つもののみ理由Mが存在するために「有P為M」となるので「P而M≠0」である。第三相の〈異品遍無性〉は論証される主題賓辞Pと類似する性質P<sub>n</sub>を持たないものに理由Mは決して存在しないために「 $\sim$ P為 $\sim$ M」「非P不是M」となるので「 $\sim$ P而 $\sim$ M=0」である。この後二相は肯定的実例に存在し否定的実例に存在しないというPとM関係の存在と非存在を意味している。主張不確定の因〈不定因〉では第二相或いは第三相を闕くこととなり、主張の相容れない因〈相違因〉では第二相・第三相とに附合しない。このような擬似的理由は立論者・対論者の「両宗相返」させてしまうため自らの主張する論証式は成立せず、剩え自らの意図しない論証を成立させることは論理的規則を逸脱している重大な過失であることを意味していると言える。これに〈法自相相違因〉〈法差別相違因〉〈有法自相相違因〉〈有法差別相違因〉の四種類があり、ここでの〈自相〉とは言陳（外に表される言葉）をさし、〈差別〉とは意許（言葉の内に含まれる意味）を指している。よって〈法自相相違因〉とは主張〈宗〉の賓辞〈法〉そのもの（言陳）と矛盾することを成立させる理由〈因〉を立てることを指す。以下、〈法差別相違因〉は主張〈宗〉の賓辞〈法〉の内包する意味（意許）と矛盾することを成立させる理由。〈有法自相相違因〉は主張〈宗〉の主辞〈有法〉そのもの（言陳）と矛盾することを成立させる理由。〈有法差別相違因〉は主張〈宗〉の主辞〈有法〉の内包する意味（意許）と矛盾することを成立させる理由を立てることを意味している。何れも立論者が論証しようとする主張は成立しない理由の提示となっている。

そこで論証式の要点となる〈因〉に対する過失がどのように認識されていたかが重要となる。これについて鎌倉時代初期の貞慶には注目すべき見解がある。彼の主要著書に一組全18巻の四種相違の書があり、前13巻を「相承本義先後愚案等自他異義廣記録之」<sup>42</sup>として因明の本義（藏俊の本義）を示しつつ異義も記す『明本鈔』と、後5巻を「傍論別

推同法潤色等明本之殘略注載之」<sup>43</sup> として『明本鈔』に漏れた部分を傍論的に示す『明要鈔』との二書がある。その『明本鈔』には四種相違に対する基本的捉え方が示され、

〔似能立（誤った論証方法）の中にある〕三十三過失の〔過失程度〕軽重について分類する。所謂、〈似宗〉（誤った主張主題）・〈似因〉（誤った根據理由）は〈因〉（根據理由）に対して〔過失は〕軽い。〈因〉には〔〈因〉を成立させる〕三相（三項目）がある。〔三相に〕〈宗〉（主張主題）と〈喩〉（肯定的・否定的喩例）とを撰めることができる（〈遍是宗法性〉は〈宗〉と〈因〉、〈同品定有性〉・〈異品遍無性〉は〈喩〉と〈因〉との関係を示べることがある）。〔〈似因〉の〕所犯の過失は〈似宗〉・〈似喩〉の二つよりも重い。因過には三種類（不成・不定・相違）あるけれども「不成」（主張不成立の因）はまだ軽い。まだ他の援護を受けるまでには至らないからである。六種類の「不定」（主張不確定の因）は立順因正破に相違する。〔不定が〕もし「不成」に対すれば〔過失程度は〕重い。〔何故ならば〕〈異品〉（異類）について〔立論者の〕〈宗〉に相違するからである。〔不定が〕もし「相違」（主張の相容れない因）に対すればまだ〔過失程度は〕軽い。〔何故ならばまだ〕〈同品〉（同類）については〔立論者〕自らの主張する〈宗〉に順応するからである。「四種相違因」に至っては、〔正しい〈因〉を判定する九句因における第四句の「同品非有異品有」（同例に存在せず異例に存在する）・第六句の「同品非有異品有非有」（同例に存在せず異例の一部に存在する）のように〕〈同〔品〕〉（同例）には見られず、〈異〔品〕〉（異例）〔の全体及び一部分〕に見られるために他者（対論者の主張）を成立させて自ら〔の主張〕を成立させない。この〔ような〕重い過失があるから〔〈似因〉においては「四種相違」のみに〕「因」の詞を付すのである。それ故に『〔入〕論』にいうのである「相違に四種類ある。法自相相違因、乃至、有法差別相違因」等と云云。（引用文は紙幅の都合上、現代語訳のみ）<sup>44</sup>

と明言している。〈似能立〉である三十三過失の〈似宗〉〈似因〉

〈似喩〉は過失の程度がそれぞれ異なり、〈似宗〉〈似喩〉は〈似因〉よりも過失程度が軽く、〈似因〉の中では「不成」は「不定」よりも軽く、「不定」は「相違」よりも軽く、過失の程度が一番重いのが「相違」としている。その理由に九句因の第四句の〈同品非有異品有〉や第六句の〈同品非有異品有非有〉に該当するとして同類に存在せず異類に存在するため他者の立論を成立させるだけではなく自らの正当な立論すらも損なわせると捉えている。貞慶は立論者の主張と相違する主張を成立させるような誤った四つの根拠（因）は「成他害自」だからこそ過失の程度が甚だ重く、それ故に『入論』〈似因〉の文中では四種相違のみ「因」を付していると捉えている。四種相違のみ「因」が記される理由付けに妥当性があるか否かは別として、〈似因〉の重要箇所は過失程度の最も重い四種相違であると位置付けている。貞慶の初期著作から同様に考えていたかは明言していないが、既に平安時代より四種相違の書は存在していた。寧ろ過失の程度が重いという内的原因によって因明論義の中で主要テーマとして取り上げざるを得ないと見ることは可能である。今、貞慶の四種相違論義を二書<sup>45</sup>により整理すると、

### 1) 相違因

『明本鈔』卷1－相違因（相違因・局通對・前陳後說對證文・言陳意許）

『明要鈔』卷1－相違因（局通對自性差別・先後對共相義・言許意許對自性差別宗依宗體・能違宗有意許哉）

### 2) 法自相相違因

『明本鈔』卷2－法自相敵（粗勘古德略有三說一云以勝論爲敵者二云佛弟子三兼取二家俱爲敵者・纂要料簡・理門論爲證故）、『明本鈔』卷8－法自相下（正所諍故事・聲生論師立勘發因哉・第八句事・因喩之法不應分別事・諸德異說・汝聲無常應非是聲無常事・少犯一過多犯隨應事・因第一第二相事・諸無似立此過相故事）

『明要鈔』卷2－法自相敵（纂要問二五句諍・第二作法分離事・因喩之法不應分別事）

### 3) 法差別相違因

『明本鈔』卷3－**法差別意許**（古來有三傳勝劣傳勝々二他用也。今存勝劣傳。略有五故一者順立量本意故二者順差別道理故三者叶本疏上下故四者叶斷纂本意故五者諸德多分說故・諸德多分義・雖存勝勝猶不如勝劣家歟）、『明本鈔』卷9－**法差別下**（若言眼等必帶我用事・我他相似事・能別不成過必帶因不共不定哉・積聚性因違法自相事・法差別能違遮表事）

『明要鈔』卷2－**法差別意許**（勝勝勝劣二家大綱・不如燈釋也難勢所帶者能違宗在不樂爲外之一事也・不樂爲與能違宗法同異・積聚性因違法自相事・神我用勝意許宗義准不顧諍）

#### 4）有法自相相違因

『明本鈔』卷4－**有法自相所立法**（唯識比量所諍宗故・但由法故成其法事）、『明本鈔』卷10－**有法自相下**（三種有性・大有同異名有一實有・兩常極微合生第三子微事・如佛法言有色有漏事・如空有聲事・有一實等因破文事・有一實因所有可攝子孫微事・有一實因三過事・有性非實量有法有性寬狹事・有性有法一實因不相關豫事・有法自相能違自他共）、『明本鈔』卷11－**有法自相下**（和合句別體有無事・有性同異有緣性同事・作有緣性等訓・作大有緣性有大有能緣歟・作非有緣性體・有法差別能違作法・和合句別體有無事）

『明要鈔』卷3－**有法自相**（有性自實量樂爲宗在意許事・不立離實有體能別事・以同異性望有性體勘異品事・所立法事）『明要鈔異本』－**有法自相**（今量所立法事・所立即法釋意）

#### 5）有法差別相違因

『明本鈔』卷5－**有法差別**（本作法難別作法有四失・別作法義於本作法付七失）、『明本鈔』卷6－**一因違三比量**（比量因喻事・能違因共不共事・不能有四大非四大種體）・**一因違四比量**（法自相相違・所違量共不定事・能違量共不共事・法自相所違量有法有性事・法差別相違時所離實等三句五句事・言陳五句意許三句義・法差別闕後二相事・不樂爲片差別）

『明要鈔』卷4－**有法差別作法**（有法差別作法・作有緣性意許帶有性言哉・子島疏記斷導同異・子島御傳作有緣性量有法有意許哉否・有緣性事・違三量・違四量法差別所離實等三句五句事・有法自相無意許猶

可爲相違・後二相違并違三違四量意趣不同事)

6) 料簡

『明本鈔』卷7－初料簡（如無違法相違亦爾事・喩可改依證事・喩可改依事・後三相違比量事・比量相違待因喩・後三相違相違決定事・喩改不改事・相違因相違決定比量相違三過竝不事・三重四對相違事）、『明本鈔』卷12－後料簡上（自所餘法皆入同喩無不定過事・以他同爲同以他異爲異事・自他共九例事・共比量他不定事・他比量自不定事・他比違他爲過事・第四第六具二因故事・今觀後三皆彼第四事・疏上下相違事・九句因攝後三相違證文事）、『明本鈔』卷13－後料簡下（若有兩俱不□必帶不定及與相違事・第七句無常性故因有兩俱不□事・及非勤勇問答・二十七不□・相違決定自他共事）

『明要鈔』卷5－立量勘過事・矯立量必能別有曲事・□法□有法量勘同異品義・唯識比量所諍宗事・意許三重事・大作法有法差別作非有緣性・違三量法差別・違四量法差別不能有實德業離實等有法・自比量生敵證智事

となり、相違因・四種相違及び料簡（上記に関わる問題）について諸論義の解釈を述べ、何れも『入論』等の本文に端を発する各相違の問題点を示していて、諸徳の見解や自己の見解を示している。〈法自相相違因〉では九句因等にも言説しているものの対論者の問題に焦点を当て、『因明大疏』の〔声論師〕とする説以外に〔仏教徒〕説及び〔兼二者〕説を提示している。これは対論が非仏教者同士だけではなく対論者として仏弟子の有無が、仏説<sup>46</sup>としての因明論証式が成立するか否かに関係すると見て重要視していると言える。この〈法自相相違因〉については、正因か否かを判断する九句因における過失因説明の一つとして前述の「同品無・異品有」の第四句及び「同品無・異品有非有」の第六句に該当するが、基の意図は九句因で説明していない〈後三相違因〉こそ相違因過失の意義が存在しているとしている<sup>47</sup>。日本因明ではそれを意識していたか否かは明確ではないが、貞慶は〈法自相相違因〉に比べて〈後三相違因〉では上記の通り種々の論義を提示している。〈法差別相違因〉では数論師〔Sāṃkhya〕と仏教徒との対論に数論師の論証式における〈意許〉内容に関して〔勝勝伝〕〔勝劣伝〕〔二

用伝] を挙げていて、貞慶は[勝劣伝] に立っている。更に貞慶だけに関わらず因明論義の問題点としては種々挙げられる。〈有法自相相違因〉では[共許の有性][所立法][意許の所在][能違の自他共]の四点が存在している。[共許の有性]ではその〈言陳〉中に「即実の有性」と「離実の有性」が含有されているのか別々なのかの二伝に分かれている。[所立法]では「有性非実」の〈宗〉について初伝は方便の所立と楽為の所立とが並存しているとし、第二伝は方便・楽為を区別せず〈意許〉は存在しないという〈立言顕〉の二伝に分かれている。[意許の所在]では鵜鷗が大有性を成立させようとする〈意許〉について〈有法〉の「有性」にあるのか〈能別〉の「非実」にあるのかの二伝に分かれている。[能違の自他共]では〈能違〉の量は自比量なのか他比量なのか共比量なのかについて他比量とする伝と共比量とする伝とに分かれている。〈有法差別相違因〉では論証式について〈有法〉の意許過失を探るのが本意として〈有法自相相違因〉の立場を使用する[本作法家]と「有性非実」の〈宗〉だけでは〈意許〉の「作有縁性」「非作有縁性」は示されていないため別に論証式を立てる[別作法家]とに分かれている。しかも各々に一重・二重の〈意許〉説があり、[本作法家]一重意許(源信説)は「有性」に「作有縁性楽為」「非作有縁性不楽為」があるとし、二重意許(弘基説)は「非実」にある「作有縁性」総意許の下に「作大有有縁性の楽為意許」と「非作大有有縁性の非楽為意許」の別意許とがあるとする。一方、[別作法家]一重意許は新たな論証式の「有性作有縁性」における〈有性〉には「作大有有縁性の楽為意許」「非作大有有縁性の非楽為意許」があるとし、二重意許は元の式の「有性非実」の意許を「作有縁性」とし、その「作有縁性」を言語表現した今の式の「有性作有縁性」の意許を「作大有有縁性の楽為意許」「非作大有有縁性の非楽為意許」として二重意許であると言うように考察するのである。このように四種相違各々について解釈の違いが存在している<sup>48</sup>。この点からも過失程度の重い四種相違を種々の点から考究しており、四種相違重視の理由を明言していない平安時代の「私記」や明言している貞慶及び他の鎌倉時代の僧侶を含めて広く考究していく傾向にある。

更に他宗との関係について一言すれば、因明について他宗派は決して肯定的に理解していなかった。日本天台宗が成立して以来、一時期法相宗と教学論争を繰り広げてきたが、因明についても例外ではない。吉田慈順氏の指摘<sup>49</sup>によれば、日本に天台教学をもたらした最澄(767～822)は因明を否定的に評価している。彼の法相宗との論争書『守護国界章』では「四記之答幻智所用三支之量何顯法性」<sup>50</sup>と記して因明は法性の理を顕すことができないと示し、彼の『通六九証破比量文』<sup>51</sup>では基の『成唯識論掌中樞要』の「二乗之果」「所説無性」の両比量を否定している。最澄の因明批判態度が天台宗の因明不要論への大きな要因であったと言えよう。この『守護国界章』の該当箇所は、報身仏・化身仏の有為仏は「無常」と理解する法相宗の徳一(～842～)に対して、報身仏は「常住」と理解する立場から最澄が反駁している「彈麈食者謬破報佛智常章第三」という箇所にあたり、彼の見解は靈潤(580～667頃)・義栄・法宝・定賓等の中国僧侶の見解を背景としている<sup>52</sup>。この後、東日本での天台宗布教を行っていた道忠(735～800頃)系統の集団と徳一系統の集団との論争に関わって智公の問詰に答えられなかったこと<sup>53</sup>、反対に仁和3年(888)皇太后50歳の生辰に円仁(794～864)門下の玄昭によって南都の勢範が因明議論に答えられなかったこと<sup>54</sup>等、天台側が答えられずに因明への対応が図られたり、南都側に答えを窮さす程天台側で因明を得意とする者が現れたりと言うように天台における因明研究も進んでいることが分かる。また良源(912～985)による天台宗内での広学堅義の開始も因明研究に拍車をかける側面があった<sup>55</sup>。これは前述の源信の四種相違書や真興の同書が法会のために作成されていることと関係していると言えよう。しかし法相・天台間の論義は、延久4年(1072)の円宗寺法華会において天台の頼増が興福寺の頼信との論義時に頼増による因明不要発言<sup>56</sup>や後日天台座主勝範による朝廷への返答「山家學者全不可答因明論義者」<sup>57</sup>によって実質的に二宗間の論義は行われなくなっている。このような天台側の因明観は因明に対する教学的な位置づけの曖昧さがあったとされている<sup>58</sup>。このように一時期天台宗による因明研究は、法相宗の因明学へも影響を及ぼして複線的な展開を示唆するものであるが、法相宗ではこの後



も八百年以上維摩会等々において因明と内明の論義が行われている。

## 五 結語

7世紀から8世紀に中国から唯識が伝来するに際して因明も一緒に伝来している。それ以降日本法相宗では唯識と共に因明が研究され、中国とは異なった展開をしていて途絶えることなく19世紀以後の西洋学問の移入による変化を受けつつも現在まで存続している。既に述べてきたように日本因明の特色を記すと、以下の諸点を挙げることができよう。

- 1) 因内二明を一組として学んでいる。
- 2) 平安時代(794~1185)は因内二明共に「私記」という著述形式を持つ書によって考究している。
- 3) 因内二明共に「論義」を中心として論義形成期・論義大成期・論義展開期の三期によって開展している。
- 4) 特定の「論義」に集中していく中で「四種相違因」を中心に解釈している。
- 5) 特定論義の理由として法会による外因のみならず、内因としては〈似因〉の中で過失の程度が顕著なことである。これが四種相違への種々の諸釈を生じることとなる。
- 6) 「仏説」と理解する法相宗と「真理を踏むることができない」と理解する天台宗等との因明の捉え方が異なり論争しているが、11世紀後半には天台宗側より一方的に二宗間の論義を拒絶することとなる。以上の諸点の中で、少なくとも「論義」による発展が一つの鍵となって日本における因明が発展していると言えるであろう。

---

## 註

<sup>1</sup> 本稿は “The 2nd International Symposium on Hetuvidya& The 13th Symposium on Hetuvidya in China”, Hangzhou. 22-23. July 2017における原稿の日本語版である。但し部分的に刪改等変更を加えている。論題に含む「仏教論理学」は hetu-vidyā及び pramāṇa を含意する論理的・認識論的思考体系を把握する広義の名称足り得るものであるが、本稿では hetu-vidyāを中心とした語として上記シンポジウムで使用したものである。

<sup>2</sup> 中国で誕生した漢字と翻訳された漢訳仏典は隣接地域へ伝わり、漢字は東アジアにおける外交や諸文化を表現する書記言語としても機能し、漢訳は殆どが伝播先の言語に翻訳されることなくそのまま受容されて、その上に各地域での仏教教学を形作っている。漢字・漢訳を共通項としてチベット等の他言語典籍地域と区別される文化圏を形成していると言える。なお漢訳文化圏仏教の視点の書籍に高崎直道・木村清孝編集『シリーズ東アジア仏教』全5巻（春秋社1995年4月～1997年5月）がある。

<sup>3</sup> 中村元「因明入正理論疏解題」（『国訳一切経和漢撰述部』第23巻大東出版社 p1～p32〔1960年1月初版〕1982年3月改訂版）、佐伯良謙『因明作法の変遷と著述』（法隆寺1969年3月）、武邑尚邦『因明学起源と変遷』（法蔵館1986年12月、オンデマンド版2011年4月、楊金萍・肖平译《因明学的起源与发展》中华书局2008年8月）、肖平・楊金萍「因明論議事項の形成及び変容—インドから日本まで」（『東アジア文化環流』第2巻第2号2009年9月）等参照。なお武邑氏は日本因明を初期・展開期・成熟期や大成期としているが、本稿では唯識との関係から若干異なる。また中村元氏により「慈恩大師がインドの因明を理解しなかったのみならず師の玄奘三蔵自身もインドの因明を規定とおりに理解していなかった」として唯識比量は他比量としては無意義・自比量と他比量の区別を理解していない・基は一因二喩が三支構成すると誤解・生因と了因の意義を理解していないと言うように玄奘・基の因明への誤解という見解を示すが、これに対して異なった観点から異議申し立ての試みが始まっている〔根無一力『因明四種相違の研究（1）—「大疏」の教義と異説の検討』（『龍谷大学大学院紀要』第6号1985年3月）、同『因明四種相違の研究（2）—「因明

大疏」の解釈と異説の検討」(『龍谷大学大学院紀要』第7号1986年3月)、師茂樹『論理と歴史東アジア仏教論理学の形成と展開』(ナカニシヤ出版2015年3月)、護山真也「『因明入正理論疏』における四相違の解釈(上)」(『信州大学人文科学論集』第4号2017年3月)。一方、中国では郑伟弘主編『佛教逻辑研究』「第十章日本近现代因明理论研究」(程朝侠)・「附录一日本因明传承述略」(肖平・杨金萍)・「附录二日本近现代因明研究一览」(程朝侠)(中西书店2015年12月)による日本因明の研究がある。

<sup>4</sup> 富貴原章信『日本唯識思想史』(大雅堂1944年5月〔『富貴原章信選集』第3巻、国書刊行会、1989年1月復刻)、同『日本中世の唯識仏教史』(大東出版1975年2月)参照。また伝統的叙述に深浦正文『唯識学研究』上巻(教史論)(永田文昌堂1954年1月〔大法輪閣オンデマンド印刷2011年12月])がある。

<sup>5</sup> 盛衰観だけではなく古代から中世にかけても教義的に進展が見られる。論義の研究書には、北畠典生・楠淳證・後藤康夫・蜷川祥美等共著『日本中世の唯識思想』(永田文昌1997年6月)等がある。

<sup>6</sup> 因明研究では、梵本を中心とした仏教論理学研究の進展につれ漢訳文献における誤訳・誤解等の指摘や論理学との比較等が、明治以降の漢字文献研究に一定の抑止効果があったことは否めない。一方、唯識研究では、梵本研究の進展があるものの中国・日本の唯識がインドと異なる教理展開をしている点が示される点や宗派としての存在と教学研究の進行等から研究の継続性が確保されていたという状況の違いがあったことは言い得るであろう。

<sup>7</sup> 吉村誠『中国唯識思想史研究－玄奘と唯識学派－』(大蔵出版2013年9月)参照。

<sup>8</sup> 生没年代は根無一力「慧沼の研究－伝記・著作をめぐる諸問題」(『仏教学研究』第43号1987年6月)に準拠する。

<sup>9</sup> 僧綱への登龍門として834年に南京三会〔興福寺維摩会・薬師寺最勝会・宮中御齋会〕の講師を経た者という宣旨が出るが、法会における論義に因内二明が取り扱われている。維摩会研究は上田晃圓『日本上代における唯識思想の研究』「第三章興福寺の維摩会の成立とその展開」(永田文昌堂1985年6月 p249～p289)参照。他には高山有紀『中世興福寺維摩会の研究』(勉誠社1997年3月)、松尾恒一「南都慈恩会における夢見の儀－伝承と形成－」(『説話・伝承学』第5号1997年4月)がある。

<sup>10</sup> 大正71・48下～50上。

<sup>11</sup> 武邑前掲書には二明関係を「内因二明の綜合化」(p141～p151〔中国語本 p 126～p135〕)と述べて宗性(1202～1292)とそれ以後の僧侶の箇所を示して、初心者(の)修学(の)面から述べている。しかし法相宗における二明関係は少なくとも既に平安時代初期には考察されていて、必ずしも初学者のためだけに因明が説かれる時期からに限定する必要はないと思われる。綜合化という観点からは、本文で後述する論義形成期から見られる。

<sup>12</sup> 結城令聞「日本の唯識研究史上における私記時代の設定について」(『印度学佛教学研究』第23巻第2号1975年3月)参照。

<sup>13</sup> このうち研究されている書に、富貴原章信『賢聖義略問答の研究』(自費出版1970年2月)、太田久紀「日本唯識研究－『唯識分量決』と『四分義極略私記』－」(『印度学仏教学研究』第21巻第1号1972年12月)、同「日本唯識における四分義の展開」(『南都佛教』第30号1973年6月)、上田晃圓「法相唯識における五心の意義」(『仏教学研究』第35号1979年1月)、同『日本上代における唯識思想の研究』(永田文昌堂1985年6月)、間中潤「真興の理事不二観－南都論草を中心として－」(『印度学仏教学研究』第33巻第1号、1984年12月)、同「小嶋真興の唯識観－密教との関連性－」(『北畠典生教授還暦記念日本の仏教と文化』永田文昌堂1990年7月 p257～p272)、後藤康夫「日本唯識における「普為乗教」説について－奈良・平安期－」(『印度学仏教学研究』第40巻第2号1992年3月)、同「平安期の唯識思想に関する一考察〔上〕－『総料簡章私記』の普為乗教説－」(『高野山大学仏教学会報』第18第19合併号1994年11月)、同「法相唯識における「機根」に関する一考察－普為乗教攷－」(『山田明爾教授還暦記念論文集世界文化と仏教』永田文昌堂2000年3月 p215～p238)等のように仲算・清範・観理・真興・明憲の論稿がある。

<sup>14</sup> 根無一力：「源信の『因明論疏四種相違略註釋』について」(『天台学報』第28号1985年11月)参照。

<sup>15</sup> 珍海『因明大疏四種相違抄』下巻(大正藏經未収録)は、東大寺図書館蔵『因明四種相違十條短冊下』に相当〔坂上雅翁「珍海撰『因明大疏四種相違抄』について」(『印度学佛教学研究』第33巻第2号1985年3月)参照〕する。

<sup>16</sup> 小塔院(護命)の『唯識比量私記』というように「私記」と名付けられているが、平安時代以前には「私記」の書籍は見当たらない。『因明大疏抄』(平

安時代末期)の当時、前代の書も「私記」と名付けている一例となる。なお『大乘法相研神章』『略頭因明入正理門』中の唯識比量を抽出し、『唯識比量私記』と称する可能性までは排除しない。

<sup>17</sup> 『勝軍比量私記』『唯識比量私記』は『成唯識論本文抄』にも断簡引用されている。また同名の書には同一人物の著作か否か不詳の場合がある。

<sup>18</sup> 註5の北畠典生・楠淳證・後藤康夫・蜷川祥美等共著『日本中世の唯識思想』以外に永村真等々『法勝寺御八講問答記』天承元年条本文(『南都佛教』第77号1999年10月)、智山勸学会編『論義の研究』(青史出版2000年3月)、奈良女子大学古代学学術研究センター設立準備室編『儀礼に見る日本仏教東大寺・興福寺・薬師寺』(法蔵館2001年3月)がある。

<sup>19</sup> 楠淳證「日本仏教の展開—法相唯識について—」(『仏教学研究』第50号1994年3月)、楠淳證等「共同研究『成唯識論同学鈔』の研究」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第36集1997年11月)参照。

<sup>20</sup> 蜷川祥美「蔵俊の『変旧抄』における真如観」(『南都佛教』第69号1994年3月)、同「蔵俊の『変旧抄』について」(『仏教文化と福祉』永田文昌堂2001年2月 p169~p208)、同「蔵俊著『唯識論菩提院鈔』と『変旧抄』中の論義「約入仏法」について」(『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究紀要』第5号2005年3月)、同「蔵俊著『唯識論菩提院鈔』中の論議「且就有体」と「境亦同此」について」(『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』第39号2007年2月)、同「貞慶・蔵俊・勝超合冊本『見者居穢土』の翻刻研究」(『南都佛教』第95号2011年12月)、同「蔵俊著『唯識論菩提院鈔』中の論義「命與身一」について」(『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究紀要』第13号2013年3月)等。

<sup>21</sup> 新倉和文「貞慶著『尋思鈔』と『尋思鈔別要』の成立をめぐる」(『仏教学研究』第37号1981年3月)、蜷川祥美「『論第六卷尋思鈔別要』(写本龍谷大学蔵)中の「約入仏法」について」(『中西智海先生寿喜記念文書人間・歴史・仏教の研究』(永田文昌堂2011年12月 p383~p402))参照。

<sup>22</sup> 大日本仏教全書本は法隆寺所蔵の旧興福寺蔵48巻本を底本として薬師寺所蔵古写本(66巻本)・同藏明和7年(1770)刊(67巻本)・大谷大学所蔵江戸初期の『略同學鈔』(11巻写本)・龍谷大学所蔵寛文10年(1670)写本を対校本としており、大正大蔵経本は元享4年(1324)薬師寺所蔵を底本とし他の薬師寺蔵古写本と大日本仏教全書を対校本としている。『同学鈔』には、城福雅

伸『唯識論同学鈔』についての一考察』（『仏教学研究』第43号1987年6月）、註19の楠淳證等「共同研究『成唯識論同学鈔』の研究」がある。

<sup>23</sup> 『菩提院鈔』『知足鈔』は巻6（仏全『同学鈔』巻6）現存。『知足抄』には引用文献として『菩提院抄』以外に「委しき旨は興問答の如し」・「興問答に移すなり」という文章（『知足抄』巻6-3 仏全77・849下、『知足抄』巻6-8 同932下、仏全23・179中、同216中）がある。これは良算と同時期以降に活動していた興玄（「或いは先哲の筆跡を守り或いは師匠の遺訓に任せ多く愚謀を加ふ」と言うような興玄奥書（『同学鈔』巻1-8 仏全76・262下、仏全22・214下）がある）の「問答」を指すもので、この外にも勝超の「香雲房鈔」（『知足抄』巻6-5 仏全77・827下、仏全23・192上）等もある。

<sup>24</sup> 註19・22の楠淳證等共同研究参照。

<sup>25</sup> 一論義の展開に焦点を当てた後藤康夫「法相唯識における論義「若論顕理」の展開」（『仏教文化』第12号2002年3月）、楠淳證「日本唯識における論義『仏果障』展開の意義」（『朝枝善照博士還暦記念論文集佛教と人間社会の研究』永田文昌堂2004年1月 p555～p580）・西山良慶「論議「転換本質」の研究」（『仏教学研究』第74号2018年3月）がある。

<sup>26</sup> 前者は大正71・447中～451中、後者は同451中～454上。

<sup>27</sup> 『大乘法相研神章』巻4（大正71・29上～36中）。なお「略顕因明入正理門」について湯銘鈞に“A Study of Gomyō’s ‘Exposition of Hetuvidyā,’ Text, Translation and Comments (1).” In: *Logic in Buddhist scholasticism. From philosophical, philological, historical and comparative perspectives*, ed. Gregor Paul. Lumbini: Lumbini International Research Institute, 2015, 255-350. があり、更に師茂樹に“Gomyō’s Interpretation of the Proof of *viññapti-mātratā*” In: *Logic in Buddhist scholasticism. From philosophical, philological, historical and comparative perspectives*, ed. Gregor Paul. Lumbini: Lumbini International Research Institute, 2015, 351-370. がある。

<sup>28</sup> 『因明大疏抄』巻15（大正68・525中）、但し比量の内容記述ではない。藏俊の著述時期には護命の書をこのように呼び慣わしていたものと思われる。また註16参照。

<sup>29</sup> 大正71・49中～50中。

<sup>30</sup> 蜷川祥美「『唯識比量鈔』の研究」(『仏教学研究』第51号1995年3月)、同「『唯識比量鈔』に関する一考察」(『印度学仏教学研究』第44巻第2号1996年3月)、同「蔵俊の因明思想について」(『印度学仏教学研究』第49巻第1号2000年12月)、同「『唯識比量鈔』の研究(2)」(『仏教学研究』第56号2002年3月)参照。

<sup>31</sup> 藤本文雄「蔵俊の『唯量抄』における源信批判について」(『天台学报』第31号1989年10月)参照。

<sup>32</sup> 後藤康夫「貞慶の「因明四種相違」解釈－『四相違短冊』「法自相相違因」翻刻読解研究－」(『南都佛教』第95号2010年12月)、同「貞慶の「因明四種相違」解釈Ⅱ－『四相違短冊』翻刻研究－「法差別相違因①－」(『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』第14号2014年5月)、同「貞慶の「因明四種相違」解釈Ⅱ－『四相違短冊』翻刻研究－「法差別相違因」②－」(『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』第15号2015年5月)等参照。

<sup>33</sup> 興福寺には上巻や同名書断簡が存在する。興福寺本を閲覧できないため確定できないが、活動年代の異なる蔵俊書に引用されている点から考えて同名別書の可能性がある。

<sup>34</sup> 西山良慶「日本唯識における因明学の展開－有法差別相違因作法の変遷」(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第38集2016年12月)参照。

<sup>35</sup> 坂上雅翁「南都仏教における因明の秘伝的傾向－良遍を中心として」(『竹中信常博士頌寿記念論文集宗教文化の諸相』山喜房仏書林1984年3月 p883～p896)、同「鎌倉初期因明学の基礎的研究－良遍を中心として」(『仏教文化研究』第36号1991年9月)参照。

<sup>36</sup> 後藤康夫「秃氏文庫本『因明十題』について－文庫本闕落箇所に対応する東大寺図書館蔵『因明十題』を通して－」(『典籍と史料』思文閣書店2011年11月 p361～p399)

<sup>37</sup> 林懐(951～1025)の著作ともされている『因明三十三過本作法』。

<sup>38</sup> 快道(1751～1810)『因明入正理論疏量議鈔』『因明入正理論疏詳定記』、栄性(1768～1837)『因明入正理論疏註釈』、光隆(～1854)『因明入正理論科註照量記』等豊山派の僧侶の書がある。註3武邑書参照。

<sup>39</sup> 前者は大正69・375中、後者は大正69・291下。

<sup>40</sup> 大正68・583下～729下。

<sup>41</sup> 李潤生《因明入正理論導讀》（中国書店2007年1月〔《因明入正理論導讀上下》全佛文化事業有限公司1999年9月〕）、湯銘鈞《陈那、法称因明推理论学之研究》（中西書店2016年12月）等参照。

<sup>42</sup> 大正69・534上。『明本鈔』『明要鈔』には大正藏經本と仏教全書本とがある。大正藏經本『明本鈔』は仏教全書本を原本とし他本と校訂、『明要鈔』も仏教全書本を原本とし異本を参照している、故に大正藏經本を使用する。

<sup>43</sup> 大正69・534上。

<sup>44</sup> 三十三過輕重分類。所謂似宗似喩對因可輕。因有三相。能攝宗喩。所犯之失重於二支。於因過者雖有三類。不成猶輕。未及助他故。六種不定者。立順因正破乃相違。若望不成爲重。轉異品違本宗故。若望相違猶輕。轉同品順自宗故。至四種相違者。同無異有成他害自。有此重失故獨安因言。故論云相違有四。謂法自相相違因乃至有法差別相違因等<sup>44</sup>（大正69・418上）。

<sup>45</sup> 大正69・417上～534下。

<sup>46</sup> 『大唐西域記』卷10（大正51・930中）、『瑜伽論』卷38（大正30・503上、中華大藏經27・727中）、『因明大疏』卷1（大正44・91下）、『因明入正理論疏前記』卷1（新纂統藏53・799上）

<sup>47</sup> 既に北川秀則（『インド古典論理学の研究陳那(Dignāga)の体系』（鈴木学術財団1965年 p201～p217））によりインド仏教論理学研究の文脈で指摘されているが、日本因明ではどこまで意識していたのかは明確ではない。

<sup>48</sup> 湯次了栄『因明本作法講義』（龍谷学会1913年5月）

<sup>49</sup> 吉田慈順「日本天台における因明の研究－受容から終焉まで－」（龍谷大学〔学位論文〕2016年9月）。

<sup>50</sup> 『守護国界章』卷下之中（伝全2・568）。

<sup>51</sup> 伝全2・723～745。

<sup>52</sup> 吉田慈順「日本三論宗における『成唯識論掌中樞要』の二比量への反駁－『一乘仏性究竟論』の受容と展開」（『龍谷大学佛教学研究年報』第18号2014年3月）、同「最澄の因明批判－思想背景の検討－」（『天台学報』第56号2014年10月）、同「初期日本天台における因明研究について－『愍論弁惑章』の検討を通して－」（『仏教学研究』第71号2015年3月）、同「最澄・玄叡の因明理解とその背景－平安時代初期における報仏常無常の論争を通して－」（『龍谷大学アジア仏教文化研究センター2015年度研究報告書』2016年3月 p130～p153）



参照。

<sup>53</sup> 『愍諭弁惑章』(伝全3・444)。

<sup>54</sup> 『本朝高僧伝』巻8(仏全102・144下～145上)。

<sup>55</sup> 根無一力「慈恵大師の因明学とその系譜」(『叡山学院研究紀要』第6号1984年1月)参照。

<sup>56</sup> 『本朝高僧伝』巻11(仏全102・183上)。また藤本文雄「日本天台の因明学研究と論義」(『印度学仏教学研究』第36巻2号1988年3月)参照。

<sup>57</sup> 『扶桑略記』巻29(『国史大系』第12巻 p311～p312)。

<sup>58</sup> 三後明日香「平安・鎌倉期の論義の儀礼と実践－延久四年の法華會における「因明論義」論争－」(国立歴史民俗博物館・松尾恒一編『東アジアの宗教文化－越境と変容－』岩田書店2014年4月 p395～p420)参照。

### (キーワード)

因明 内明 因内二明 私記 論義 貞慶 因明四種相違 三十三過軽重

